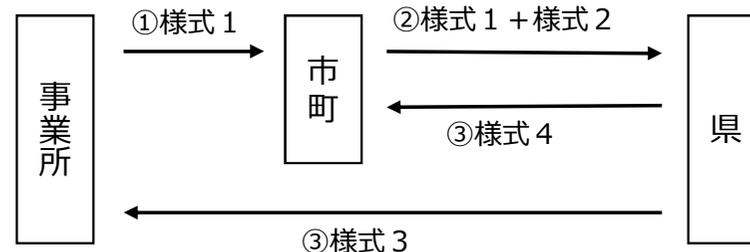


外部評価の実施回数を2年に1回とする特例措置の取扱いについて

概要

(1) 申請の手続き

- ① 実施回数を2年に1回とする取扱いを希望する事業所は、県が別途通知する期日までに様式1を市町に提出する
- ② 市町は、要件について確認し、様式2を添えて県に提出する
- ③ 県は、適用の可否を判断し、様式3により事業所あて、様式4により市町あて通知する



(2) 2年に1回とする取扱いが適用される年度について

この取扱いは、申請した年度のみ適用されるものであり、「実施を省略する年度」ごとに申請する必要があります。

一度、特例の適用を受けたことにより、以後、自動的に2年に1回となるわけではありません。

「実施を省略する年度」の翌年度は、必ず外部評価を実施する必要があります。

(3) 「実施を省略する年度」について

この取扱いの適用によって「実施を省略する年度」についても、適用要件「外部評価を5年継続して実施」に含めることができます。

ただし、実施を省略する年度においても、自己評価は必ず実施する必要があります。

外部評価の実施回数を2年に1回とする特例措置の取扱いについて

2年に1回の特例の適用を受けるための要件

- ① 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であること
 - ア 「自己評価及び外部評価結果」および「目標達成計画」を市町に提出していること。
 - イ 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
 - ウ 運営推進会議に、事業所の所存する市町の職員または地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
 - エ 「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況（外部評価）が適切であること。

要件①「過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所」について

外部評価「実施を省略する年度」（申請年度）の前年度を含めた過去5年間が対象です。

この取扱いの適用によって「実施を省略する年度」についても、この5年間に含めることができます。

ただし、**運営推進会議を活用した評価を実施した年度については、この取扱いにおける「外部評価を5年間継続して実施」に含めることができません。**

要件ア～エの対象年度について

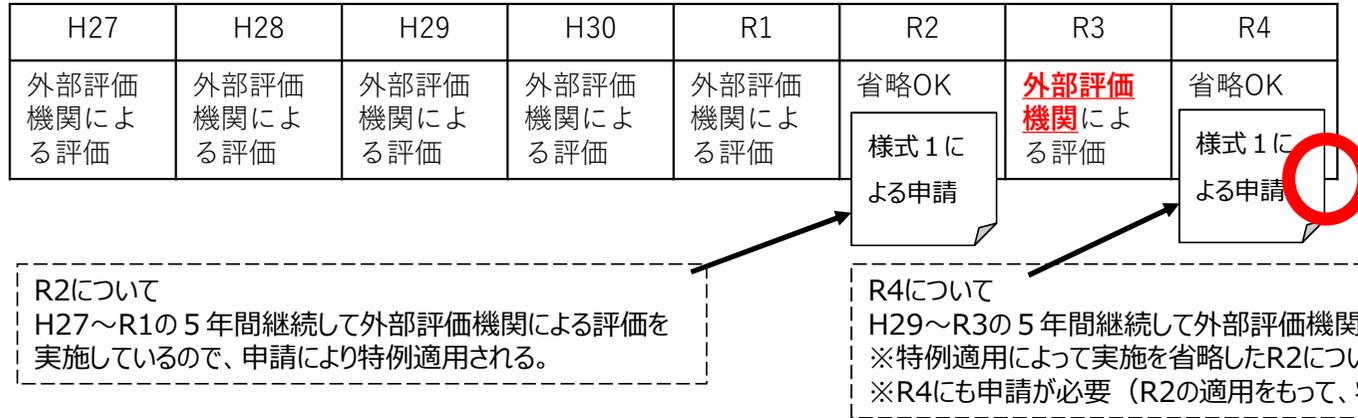
アについては、「実施を省略する年度」（申請年度）の前年度を含めた過去5年度分が対象です。

イ～エについては、「実施を省略する年度」（申請年度）の前年度が対象です。

外部評価の実施回数を2年に1回とする特例措置の取扱いについて

ケース1 特例措置の適用を続けて受けられる場合

※いずれのケースも要件ア～エは満たしていることは前提とする



ケース2 運営推進会議を活用した評価を行った場合

